

「建設産業就職相談会」の開催業務委託 に関する企画提案競技実施要領

令和8年度に宮崎県（以下「県」という。）が実施する「建設産業就職相談会」の開催業務（以下「本業務」という。）に係る委託先事業者の選定に当たり、この要領に基づき企画提案競技を行う。

1 委託業務の概要

「建設産業就職相談会開催業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）（別紙1）のとおり。

2 委託業務の目的

本県の建設産業関連企業が高校生へPRできる場を提供することで、高校生の建設産業及び企業への理解を促進させ、将来的な担い手の確保を目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託契約額の上限

3,988,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
（委託料の支払は、委託業務完了後の精算払とする。）

5 参加資格要件

企画提案に参加できる者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本業務の実施に当たって、県の求めに応じて即時に対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (5) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- (6) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール（予定）

- 5月22日（金）県ホームページにて公募開始
- 6月5日（金）午後5時 質問書受付期限
- 6月10日（水）午後5時 企画提案競技参加申込書提出期限
- 6月15日（月）正午 企画提案書提出期限
- 6月17日（水）以降 プレゼンテーション審査
- 7月3日（金）まで 審査結果通知

8 企画提案競技への参加申込

- (1) 提出期限
令和8年6月10日（水） 午後5時まで（必着）
- (2) 提出先
14 担当課（書類の提出先及び問合せ先）のとおり。
- (3) 提出方法
電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡も行なうこと。）
- (4) 提出書類
企画提案競技参加申込書（様式第1号）

9 企画提案募集に関する質問の受付及び回答

- (1) 本業務の内容など企画提案募集に関する質問は、質問書（様式第2号）を、電子メールで令和8年6月5日（金）午後5時までに提出すること。（提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡も行なうこと。）
- (2) 問合せの内容及び回答は、軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

10 企画提案書等の提出

- (1) 提出する書類
 - ア 企画提案書
 - (ア) 提出する企画案は、1者につき1案のみとする。
 - (イ) 企画提案書A4判（一部A3判を折り曲げて可）とし、ページ番号を挿入する。
 - (ウ) 審査項目表（別紙2）の各項目順に従って提案内容をわかりやすく記載すること。
 - (エ) 仕様書に記載されていない独自の提案については、その内容が分かるようにタイトル等を工夫すること。
 - (オ) 業務の再委託を想定している場合は、再委託先、再委託する業務の内容（範囲）、個人情報を取り扱う業務が含まれるかについて記載すること。
 - イ 見積書
 - (ア) 見積書には積算内容を明記すること。様式はA4サイズで任意とする。
なお、積算内容については、本業務の履行に要する経費をすべて盛り込んで委託契約額の上限（4を参照）の範囲内で見積もること。ただし、仕様書3(1)のイに規定する会場の設営に係る費用（備品及び電気代含む）及び、仕様書3(2)のウに規定する送迎バスに関する費用を含んで積算すること。数量、単価等、積算根拠についても明確に記載すること。また、次の内容は記載を必須とする。
 - ・ 人件費（給与及び社会保険料等）

- ・ 就職説明会開催に関する経費
会場設営費、資料作成費、広報啓発費、その他必要な通信運搬費、旅費、消耗品購入費等
 - ・ その他必要な経費
一般管理費、損害保険料等
- (イ) 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計額を明記すること。
- (ウ) 宛名は宮崎県知事とすること。
- (エ) 見積書の押印を省略する場合は担当者氏名（フルネーム）及び連絡先を記載すること。
- ウ 誓約書
様式第3号により提出すること。
- エ その他添付資料
- (ア) 直近2期分の決算報告書
- (イ) その他、会社概要や本事業の実施に関して参考となる資料があれば提出すること。
- (2) 提出部数
- ア 正本1部
- イ 副本（コピー）4部
- (3) 提出期限
- ア 持参する場合
令和8年6月15日（月）正午までに下記提出先に提出すること。
- イ 郵送する場合
郵送用封筒に「企画提案書等」在中の旨を朱書きして、令和8年6月15日（月）正午までに下記提出先に到達するように送付すること。（必着）
- (4) 提出先
14 担当課（書類の提出先及び問合せ先）のとおり。
- (5) 留意事項
- ア 提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。
- イ 虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。
- ウ 委託契約額の上限を超える提案書等は、無効とする。
- エ 参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。
- オ 自ら提案するとともに、他人の代理人として提案した者が提出した提案書等は無効とする。
- カ 2人以上の代理人をした者が提出した提案書等は無効とする。
- キ 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

11 審査の実施

審査方法はプレゼンテーションによる企画提案競技方式とし、次のとおり審査を実施して、最も優れた提案を選定する。

ただし、参加者が多数である場合等、予備審査（書類審査）を行う場合がある。

(1) 方法

来庁による対面でのプレゼンテーション審査とする。

(2) 内容

提出された提案書及びプレゼンテーション内容を総合的に審査の上、審査項目表（別紙2）の項目を総合的に勘案して、契約の相手方を決定するものとする。

(3) 審査場所

宮崎県庁舎内

(4) 審査日

令和8年6月17日（水）以降※詳細は6月16日（火）までに別途連絡する。

(5) 時間

説明時間は20分以内とする。質疑は10分以内を目安とする。

(6) 説明者

面接審査に対応可能な者は3名以内とする。主たる説明者を1名、主たる説明者を補助する者を2名以内とし、主たる説明者は本業務の主任担当者とする。

(7) 審査結果通知

採択・不採択にかかわらず、企画提案競技参加者に対し、令和8年7月3日（金）までに電子メール及び書面により通知する。

(8) その他

審査の際、県ではモニターを準備するが、パソコンとモニターを接続するコード類（HDMI ケーブル等）については企画提案競技参加者が準備すること。

また、県が管理する庁内ネットワーク回線（LWAN 回線を含む。）及びインターネット回線については、セキュリティ上の理由から使用できないため、注意すること。

12 契約の締結

(1) 契約締結の手続について

ア 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

イ 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

ウ 受託者は5（5）に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明。原則として提出する日から3か月以内のもの。写しでも可。）及び5（6）に係る特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第4号）を提出すること。提出できない場合は前項と同様の扱いとする。

エ 業務を再委託する場合は、受託候補者から「再委託の承認申請書」、受託候補者及び再委託先の連名で「再委託に係る個人情報保護に関する誓約書」の提出を依頼することがある。

(2) 契約保証金について

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

(3) 委託費の支払いについて

精算払とする。

13 その他

(1) 本業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提案者から提出された書類は返却しない。

なお、県は、提出された書類を、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。

- (3)本企画提案競技の参加により県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (4)本業務による成果品は、必要に応じて公開するものとする。
- (5)この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則によるものとする。

14 担当課（書類の提出先及び問合せ先）

宮崎県県土整備部 管理課 建設業担当 （担当：石ヶ野 いしがの）

所在地 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 防災庁舎9階

電話 0985-26-7176（直通）

F A X 0985-26-7312

E-mail kanri@pref.miyazaki.lg.jp